

平成25年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について

項目	実施内容	備考
<p>1 地元企業の育成と適正な競争環境の整備 (1) 格付けの見直し (※H25.4.1適用)</p>	<p>〔平成24年度決定事項〕</p> <p>① 等級別発注上限額の見直し 【土木一式工事の例】 ・ B級→設計金額:5千万円未満、C級→設計金額:2千万円未満</p> <p>② 技術者条件及び完工高条件の緩和 【土木一式工事の例】 (7) 技術者条件 ・ A級→技術職員:6(3)人以上、B級→技術職員:3(1)人以上 (1) 完工高条件 ・ A級→平均完工高:5千万円以上、B級→平均完工高:2千万円以上</p>	<p><現行> ・ B級→7千万円未満、C級→3千万円未満</p> <p><現行> ・ A級→7(3)人以上、B級→4(1)人以上 ※()内は1級技術者の数</p> <p>・ A級→7千万円以上、B級→3千万円以上</p>
<p>③ 等級別業者数の見直し ④ 格付けにおける新たな評価基準の設定 ⑤ 格付けにおける雇維持に対する評価の見直し</p>	<p>※ ①②は【建築一式電気管工事】についても見直す。</p> <p>③ 業者数の減少など地域の実情を勘案した等級別業者数に見直す。 【土木一式工事】 A級→220社、B級→250社、C級→350社 【建築一式工事】 B級→80社</p> <p>④ 電気通信工事において新たに格付け基準を設定する。</p> <p>⑤ 格付けにおける技術者点数を見直す。 ・ 1級[6点]、監理[7点]、基幹[3.5点]、2級[2.5点]、その他[1.5点]</p>	<p><現行> 【土木】 A級→200社、B級→400社、 C級→700社 【建築】 B級→150社</p> <p><現行> ・ 1級[5点]、監理[6点]、基幹[3点]、 2級[2点]、その他[1点]</p>
<p>(2) 総合評価落札方式の充実 ⑥ 評価項目の見直し</p>	<p>⑥ 評価項目を見直す。 【全ての方式に適用】 (7) 災害時支援協定等関係 ・ 「広域的な災害時相互支援協定[3点]」を評価項目に追加 ・ 「家畜伝染病に関する訓練等参加[2点]」を評価項目に追加 (1) 建設機械関係 ・ 「排出ガス対策型建設機械等保有」の条件を新たに付加[満点7点] (※当分の間、簡易型・標準型で適用)</p>	<p><現行> ・ 機械保有[満点5点]</p>

項 目	実 施 内 容	備 考
<p>⑦ 評価方式等の見直し</p>	<p>【簡易型・標準型】 ・「建設業BCP認定企業」を評価項目に追加（※H26年度から実施）</p> <p>⑦ 工事成績の評価方式等を見直す。 (7) 配点の見直し 【施工能力審査型の例】 ・企業の工事成績の配点[15点]、配置予定技術者の工事成績の配点[20点]</p> <p>(1) 評価方式の見直し ・企業及び配置予定技術者の評価を計算式による「<u>直線的評価</u>」へ見直し (9) 請負金額による補正係数の見直し ・3段階[1.0][1.2][1.5]に細別化</p>	<p><現行> ・企業[10点]、配置予定技術者[15点]</p> <p>・段階的評価</p> <p>・2段階[1.0][1.5]</p>
<p>2. <u>ダンピング対策の推進</u></p> <p>① 低入札に対するパネルタイプ強化</p> <p>② 低入札価格調査基準価格の事後公表の拡大</p> <p>③ 低入札に対する調査拡充</p>	<p>① 低入札価格調査基準価格を下回って落札した者に対する減点措置の適用を拡大する。 ・「<u>設計金額1千万円以上の総合評価試行工事</u>」まで適用拡大[10点減点]</p> <p>② 低入札価格調査基準価格の事後公表の適用を拡大する。 ・「<u>設計金額1千万円以上の総合評価試行工事</u>」まで適用拡大</p> <p>③ 低入札価格調査基準価格を下回って落札した者に対して「<u>下請契約適正化調査</u>」を重点実施する。</p>	<p><現行> ・設計金額3～7千万円の工事[10点減点] 同7千万円以上の工事[20点減点] 同2千万円以上の舗装工事[10点減点]</p> <p>・設計金額3千万円以上の全ての工事及び同2千万円以上の舗装工事</p>
<p>3. <u>円滑な事業執行への対応</u></p> <p>① 入札手続の簡素化</p> <p>② 入札手続の迅速化</p> <p>③ 技術者の配置要件緩和</p> <p>④ 現場代理人の常駐義務の緩和</p> <p>⑤ 入札参加資格要件の緩和</p> <p>⑥ 年間発注見通しの公表充実</p>	<p>① 総合評価落札方式の施工能力審査型の適用工事について、当分の間、「<u>設計金額1億円未満</u>」まで拡大する。</p> <p>② 当分の間、「<u>入札公告から開札までの期間を短縮</u>」する。</p> <p>③ 専任の主任技術者が兼務できる要件について、当分の間、「<u>相互の距離が5km以内の県発注工事</u>」まで緩和する。</p> <p>④ 現場代理人が兼務できる要件について、「<u>県が発注する同一の旧市町村内の2.5千万円未満の工事</u>」まで緩和する。</p> <p>⑤ 特定建設業許可や監理技術者などの入札参加資格要件を緩和する。</p> <p>⑥ 年間発注見通しを「<u>四半期毎に公表</u>」する。</p>	<p><現行> ・設計金額7千万円まで</p> <p><現行> ・「密接な関連のある同一の場所」</p> <p>・「各機関が発注する同一の旧市町村内の1千万円未満の工事」</p> <p><現行> ・4月及び10月に公表</p>

